

表面の太枠内を記入してください。

1. この用紙は、受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（18歳年度末まで）の間にある者をいいます。）又は経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄弟等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日まで（18歳年度末を経過した後22歳年度末まで）の間にある者をいいます。）に異動があり、その結果、児童手当の額が増額又は減額する場合に、その原因となる児童について記入の上、提出してください。なお、減額の場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
2. 「増額又は減額の原因となる児童等」の「児童」欄には、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで（18歳年度末まで）の子を記入してください。この欄の子が、児童手当の支給対象児童にあたります。
3. 「増額又は減額の原因となる児童等」の「児童」欄の「監護」とは、児童の生活について通常必要とされる監督・保護を行っていることです。
4. 「増額又は減額の原因となる児童等」の「児童」欄の「生計関係」うち「同一」とは、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人・父母指定者である場合で、受給者がその子と生計を同じくしていることです。「維持」とは、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその子の生計を維持していることです。
5. 「増額又は減額の原因となる児童等」の「児童の兄弟等」欄には、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過してから22歳に達する日以後の最初の3月31日まで（18歳年度末を経過した後22歳年度末まで）の間にある子を記入してください。この欄の子は、児童手当の支給対象児童にはあたりませんが、多子加算の算定時の対象（算定対象児童）にあたります。
6. 「増額又は減額の原因となる児童等」の「児童の兄弟等」欄の「監護相当」は、監護に相当する日常生活上の世話と必要な保護を行っている場合に「有」をチェックしてください。
7. 「増額又は減額の原因となる児童等」の「児童の兄弟等」欄の「生計費負担」は、子が受給者の収入で日常生活を営んでおり、これを欠くと通常的生活水準を維持できない場合に「有」をチェックしてください。

(例)受給者が子と同居しており、子の学費や食費等の生計費の一部を負担している場合
受給者が子と別居しており、子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を仕送りしている場合

添付書類

増額の場合

- * 3歳未満の児童がいる場合 かつ 受給者が… 受給者の健康保険証のコピーを添付してください。
厚生年金または共済年金に加入している場合

次の7種類以外の健康保険証の場合は「年金加入証明書」が必要です

- ・船員保険被保険者証
- ・日本郵政共済組合員証
- ・全国土木建築国民健康保険被保険者証（保険者番号が133033のもの）
- ・共済組合員証のうち勤務先が独立行政法人または地方独立行政法人であることが明らかなもの
- ・健康保険被保険者証 「全国健康保険協会」（保険者番号が8桁で、01または02から始まるもの）
「健康保険組合」（保険者番号が8桁で、06から始まるもの）
- ・私立学校教職員共済加入者証
- ・文部科学省共済組合員証（大学等支部に限る）

- * 児童や児童の兄弟等が留学している場合 … 海外留学に関する申立書、留学先の学校の在学証明書、留学前の日本国内での居住状況がわかる書類等
- * 児童と児童の兄弟等がおり合計人数が3人以上となる場合 … 監護相当・生計費の負担についての確認書
- * 児童や児童の兄弟等が里親・児童養護施設等から家庭復帰した場合 … 措置解除通知書等のコピー
- * 受給者が児童と別居している場合 … 別居監護申立書（児童の個人番号の記入が必要です）
- * 受給者が未成年後見人の場合 … 未成年後見人である旨の申立書、請求に係る児童の戸籍抄本等
- * 受給者が父母指定者の場合 … 父母指定者指定届受領証、父母等の居住状況がわかる書類等
- * 受給者が生計維持者の場合 … 監護・生計維持（養育）申立書
- * 受給者が離婚または離婚協議中の場合 … お問い合わせください
- * 受給者以外が来庁する場合 … 委任状（配偶者が来庁される場合は不要です）

減額の場合

- * 児童や児童の兄弟等が里親へ委託・児童養護施設へ入所等した場合 … 措置決定通知書等コピー
- * 受給者以外が来庁する場合 … 委任状（配偶者が来庁される場合は不要です）

提示書類

- * 受給者または来庁者の身元確認ができるもの（次のいずれか）
 - (1) 個人番号カード
 - (2) 運転免許証、旅券、身体障害者手帳、在留カード等
 - (3) 健康保険証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書等のうち2点以上